

第243回埼玉県都市計画審議会

令和2年11月24日午前10時00分開会

場所 ロイヤルパインズホテル浦和

○事務局 定刻になりましたので、ただいまより第243回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課副課長の宮田と申します。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況につきまして御報告申し上げます。現在18名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで本日の資料を確認させていただきます。事前にお配りした資料が配布資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書でございます。加えて、本日机の上にお配りしておりますのが次第、座席表でございます。以上でございますが、不足はないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この後は審議会条例第5条第1項の規定により、尾崎会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（尾崎） 皆さん、こんにちは。本日は、皆様方お忙しい中、この審議会で御出席を賜りまして誠にありがとうございます。本日は、御覧のように、画面等が新たに新設されたようでございまして、事務局もいろいろと考えているようでございます。どういうふうに見えたか、お帰りのところ事務局の方に、もっとこれがいいとか、あるいは改善が良かったとか、いろいろな御感想を事務局におっしゃっていただくと、次の改善にまた役立つと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。本日も慎重に審議を進めまして、御協力をいただきながら進めて参りたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それではまず、会議録の署名委員でございますけれども、本審議会の運営規則第5条第2項、この規定によりまして、私から指名させていただきますと存じます。本日は、黒川委員さん、それから飯塚委員さん、お二方をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱、こちらに基づきまして原則公開となっております。私といたしましては本日は非公開にすべきと思う案件はございません。皆様方、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

それでは、本日の審議会は全て公開で進めさせていただきますと存じます。

事務局に聞きます。傍聴者はいらっしゃるでしょうか。

○事務局 いらっしやいます。

○議長（尾崎） では、ここで傍聴者の入場を許可いたします。

〔傍聴者入場〕

○議長（尾崎） 傍聴の方に傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局よりお配りいたしました傍聴要領を御覧になって、遵守いただきたいと存じます。この傍聴要領に反する場合には、退場していただくことがありますので、どうぞ御注意をお願いいたします。

それでは、ただいまより第243回埼玉県都市計画審議会の審議に入ります。

本日は、お手元の次第にございますように、議第5241号「寄居都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、こちらの建築基準法に係る議案の1議案について御審議をお願いするものでございます。

では、議第5241号「寄居都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」、こちらを議題に供します。

幹事から議案の説明をお願いいたします。

○幹事（建築安全課長） おはようございます。埼玉県都市整備部建築安全課長の若林と申します。よろしくをお願いいたします。

それでは、議第5241号「寄居都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」につきまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。議案書は、5ページから11ページになります。前方のモニターを御覧いただきたいと思います。ちょっと小さいですけれども、初めに建築基準法第51条の制度概要につきまして御説明いたします。

産業廃棄物処理施設等の用途に供する建築物は、都市計画においてその位置が決定しているものでなければ建築することができません。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は建築が可能となります。ここで特定行政庁とは、建築基準法の権限を持つ地方公共団体の長のことを指しまして、さいたま市など12の市につきましては各市長、それ以外の市町村につきましては埼玉県知事が該当いたします。

なお、産業廃棄物処理施設を新築する場合、許可が必要となるのは、建築基準法施行令で定められた処理能力を超える場合となります。例えば破碎施設にあっては、1日当たりの処理能力が廃プラスチック類の場合、6トンを超える施設について、また木くずの場合、100トンを超える施設について許可が必要となります。今回の議案は、この処理能力を超えることとなり、許可が必要となるものです。また、寄居町に建築するため、特定行政庁となる埼玉県知事より本審議会に付議するものでございます。

続きまして、本許可基準の概要を御説明いたします。大きく6項目の基準がございます。1点目は、都市計画との整合です。当該地域に係る都市計画や地元市町村の将来計画に照らして支障がな

く、地元市町村から当該計画への同意が必要となります。

2点目は、敷地の位置に関することです。産業廃棄物処理施設に関しては、原則として工業系用途地域とし、また学校、病院、公園などから当該敷地が100m以上離れていることなどが必要となります。

3点目は、周辺住民への説明です。用途地域に応じた範囲内の周辺住民などに対し、事業計画の概要について事前説明が必要となります。

4点目は、道路交通等に関することです。幹線道路に接続するまでの道路幅員を原則6m以上とし、主となる搬出入経路が住宅地を経由せず、通学路と相当の区間、重複しないことが必要となります。

5点目は、施設整備に関することです。敷地は平坦で、排水が容易な地形であること、また敷地内に所要の駐車場や緑地を確保することが必要となります。

最後に、6点目は他法令等との整合です。関係する各課や市町村に対し、廃棄物処理法等の関係法令について支障がない旨を確認することが必要となります。

続きまして、今回の敷地の位置について御説明いたします。敷地の位置は、青色の破線で示した寄居都市計画区域内にございます。寄居町は、県の北西部に位置しており、都心から約70km圏にございます。

次に、もう少し拡大した地図で御説明いたします。敷地は、画面の赤く塗った場所でございます。JR八高線折原駅から南東へ約1kmの地点に位置しており、用途地域は工業専用地域でございます。所在地は、大里郡寄居町大字西ノ入字高根沢天王裏2981番11ほか13筆でございます。東側に、緑色部分になりますけれども、埼玉県環境整備センターなどが立地する彩の国資源循環工場第1期事業地がございます。埼玉県では、彩の国資源循環工場第2期事業として、ピンク色部分になりますが、廃棄物の再資源化施設や製造施設などの企業を誘致しており、今回の敷地は第2期事業地内に位置します。

次に、車両の搬入経路でございますが、国道254号線から幅員12.5mの寄居町道129号線を通して搬出入を行う予定です。

続きまして、計画の概要について御説明いたします。今回の敷地は、令和元年11月28日の第239回都市計画審議会において御審議いただき、令和2年1月8日付で許可した現在工事中の産業廃棄物処理施設の敷地となります。既許可の産業廃棄物処理施設は、汚泥の乾燥施設となっております。今回の計画は、さらに廃プラスチック類及び木くずの破碎施設を追加するものでございます。既許可で新築することとしていた建築物として、機械設備棟、管理棟、屋外便所が、工作物としてメタン発酵槽がありますが、このうち機械設備棟内に追加する破碎施設を設置いたします。

続きまして、廃棄物処理の概要について御説明いたします。今回の全体施設は、メタン発酵施設となります。まず、廃棄物を受け入れ、今回追加する廃プラスチック類及び木くずの破碎施設で破

砕いたします。今回の破碎施設を追加する理由としましては、廃棄物選別の効率化と施設の長寿命化を図るためでございます。

次に、発酵に適するごみと発酵に適さないごみに選別いたします。発酵に適するごみは、メタン発酵槽へ投入されます。その後、メタン発酵により回収されたメタンガスは電力等の資源に活用されます。残った発酵残渣の処理工程のうち、汚泥の乾燥施設が既許可の産業廃棄物処理施設に該当いたします。

続きまして、施設の配置について御説明いたします。画面の上を北としております。赤く囲まれている部分が敷地の位置で、敷地面積は4万757.08㎡でございます。緑色の部分は、緑地を示しております。濃い青色が建築物であり、3棟新築いたします。水色が工作物であり、1基新設いたします。中央の機械設備棟の中にオレンジ色で示されている既許可の汚泥の乾燥施設がございますが、今回はこれに加えて黄色で示されている廃プラスチック類及び木くずの破碎施設を設置いたします。

ピンク色の道路が搬入経路の寄居町道となりまして、幅員は12.5mでございます。なお、車両の待機スペースは敷地内に確保しております。廃棄物処理施設からの排水経路は、敷地の污水排水処理施設を経由し、下水管へ接続いたします。

こちらが敷地の南側から見た施設の完成イメージ図となります。右側の建築物が機械設備棟で、その左側に隣接する円柱状のものがメタン発酵槽となります。以上が寄居都市計画区域における産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要です。

当該施設の敷地の位置について、寄居町及び近接する小川町へ意見照会したところ、支障ない旨回答を得ております。県といたしましても、この敷地の位置について都市計画上支障がないものと考えております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（尾崎） では、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

安藤委員。

○安藤委員 では、2点です。

まず、1点目、これはももとの施設が昨年の都市計画審議会にかかっていますが、1年間でこのように追加になった理由というか、それをお聞かせください。伴って、その追加になったということで、この1年間で状況が、例えば生産量が変わったとか、そういったものがあったと思うのですが、その状況の変化というのをお答えください。

以上です。

○議長（尾崎） では、お答えください。

○幹事（建築安全課長） それでは、御質問にお答えいたします。

今回施設が追加になった理由でございますけれども、モニターに映っている図を基に説明させていただきます。8枚目で説明させていただきましたが、当初計画しておりましたのが、もともとメタン発酵施設ということで計画しておりました、一番上に受入というものがございます。本来当初は受入れからそのまま選別するというで考えておりました、施設的には受入れして選別ということで成り立つのですけれども、今回いろんな受け入れるところから余分なものが入っていたりとか、そういう危惧があるということで、選別を少し効率的に行いたいと。それともう一つが、選別をしっかりとやることによりまして施設全体的に長寿命化が図れるということで、この1年間の中で検討していただきまして、コストであるとか、そういった面から今回新たに変更で追加させていただくというようなことになったところです。あと、現在の状況といいますと、もともとこちらの施設につきましては100トン受け入れるということで、そちらの方の受入れの量とか、そういったものに変更はございませんので、施設の長寿命化とか、その辺で変更が行われるということでございます。

以上です。

○議長（尾崎） よろしゅうございますか。

浅井委員。

○浅井委員 2点伺います。

先ほどの説明の中で、住民に対する説明というのがあったのですが、非協力的な発言、反対とは言いませんけれども、そういう意見は出たのかどうか、内容について、いろんな今後の参考のためにお聞かせ願います。2点目に、今話が出されましたメタンの発酵施設、電力等ということなのですが、これは売電をするのか、自分の施設で消費するのか、その点について伺います。

○議長（尾崎） はい、どうぞ。

○幹事（建築安全課長） 回答させていただきます。

まず、周辺住民への説明ということですが、今回、寄居町の資源循環工場第2期地内ということで、住宅につきましては一番近いところで200m離れてございます。県の方で説明を求めているのが100mということでございまして、100m以内にあるのがこちらの施設の事業者、4者ございますので、そちらに説明をさせていただきました。特に反対等はございません。

それと、あともう一点が売電するのかどうかということですが、今回の施設につきましては、メタンガスを作りまして発電をしていきますけれども、大体1,600世帯分の発電量を今予定しております、こちらはFITの方で売電する計画ということで伺っております。

以上です。

○議長（尾崎） よろしゅうございますか。

ほかに御質問、御意見等ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○高橋委員 1点だけ、追加ということなのですが、その周辺の町には確認をされたということですが、その環境に資する部分の影響というのでしょうか、その辺をどういうふうに最初の段階から、昨年の段階から分析されて、この追加によってその影響というものは変わらないかどうか、環境に対する影響。

○議長（尾崎） 御回答ください。

○幹事（建築安全課長） 環境に対する御質問ですが、今回の施設につきましてはミニアセスで行っておりまして、令和2年8月に実施しておりまして、特に影響はないと。そのほか、こちらの施設、資源循環工場の中では運営協定というのが定まっております、通常のものよりちょっと厳しめのものが定まっております、特に問題ないということになっております。あと、先ほどイメージの方を見ていただきましたけれども、破碎施設も全て建屋の中に入っておりますので、当然騒音であるとか、そういったものも十分に配慮されている施設であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（尾崎） よろしゅうございますか。

○高橋委員 先ほど処理をした後の水の話が出ていましたよね。その辺は、どういう状況になっているのですか。

○議長（尾崎） はい、どうぞ。

○幹事（建築安全課長） 水につきましては、施設内のプラントの方で排水いたしまして、一部再利用、それと残りは、公共下水道が通っておりますので、そちらに放流する予定になっております。

○高橋委員 処理水がということですね。

○幹事（建築安全課長） はい。

○議長（尾崎） 引き続き、御質問、御意見等を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） それでは、議第5241号の議案について採決をいたしたいと存じます。

本案につきまして、都市計画上、支障がないと、このように認めることについて御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（尾崎） ありがとうございます。

御異議ないものとして、本案は都市計画上、支障がないと認めることといたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了いたしました。御協力大変ありがとうございました。

傍聴者の方は、事務局の指示に従って御退席をいただきたいと思います。と存じます。

〔傍聴者退場〕

○議長（尾崎） それでは、ここで私は議長の任を解かせていただきまして、事務局にお返しします。

よろしくお願ひします。

○事務局 尾崎会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様には円滑な御審議に御協力いただき、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして第243回埼玉県都市計画審議会を閉会とします。

本日はありがとうございました。

午前10時24分 閉 会